知財あれこれ

JPAA 日本弁理士会東海会
〒460-0008 名古屋市中区栄2丁目10番19号名古屋商工会議所ビル8階
TEL 052(211)3110
FAX 052(220)4005
HP http://www.jpaa-tokai.jp/
MAIL info-tokai@jpaa.or.jp

画像デザインの保護拡充

工業上利用できるデザインに関する法律「意匠法」の改正が予定されているのをご存知でしょうか。早くて2020年４月の施行となると言われていますが、現行意匠法から大幅に変わる事項もあり、注目を集めています。ここでは、特に大きな改正項目になると思われる「画像デザインの保護の拡充」に関して、ご紹介していきたいと思います。

意匠法の一部改正について

画像デザインと聞いて、皆様はどういったものを思い浮かべるでしょうか。パソコンや携帯電話、スマートフォン（スマホ）に表示される画面、インターネットで商品を購入する際の注文画面、街頭や交通機関で目にするディスプレー広告など、私たちの生活の中にはさまざまな種類の画像デザインがあふれています。

デザインについて「意匠権」を取得すると、そのデザインを独占的に実施（販売など）できるのをやめさせることができます。しかし、世の中にあるデザインの全てについて、意匠権を取得できるわけではありません。特に、画像デザインについては、世の中に存在している数多くの画像デザインのうち、ごく一部についてしか意匠権を取得できないというのが現状です。

例1）クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像

例2）道路に投影された画像

※経済産業省ウェブサイトより引用

現行意匠法の下で意匠権を取得できる画像デザインは、（1）物品に記録されるもの、（2）物品に表示されるもの、でなければならないとされています。

例えば、インターネットで路線を調べる検索画面は、サーバーからネットワークを通じて提供される画像で、スマホなどに保存されているわけではないので（1）に該当せず、プロジェクターで壁に投影される画像は、ディスプレーなどに表示されるものではないので（2）に該当しません。これらの画像デザインについては、意匠権を取得できないというわけです。

このような状況では、不都合なことも起こりえます。例えば、ある画像デザインについて意匠権を取得できたとしても、他の人が同じ画像デザインを、ストリーミングサービスで提供し始めたような場合、これをやめさせることはできないかもしれません。なぜなら、この他の人が実施している画像デザインは、（1）物品に記録されるものではないからです。また、他の人が同じ画像デザインを、壁に投影して使う商品を販売し始めたような場合も、（2）物品に表示される画像デザインではないので、これをやめさせることは難しい可能性があります。

「物品」との結びつきが無くても取得可能に　現行法の不都合解消

ユーザーにとっては、画像デザインがダウンロードしたものであろうがストリーミングで見るものであろうが、使用感はほぼ変わりません。表示場所が異なっても、同じ画像デザインからは同じ視覚的効果、つまりは同じ美感が生じます。それにもかかわらず、記録場所や表示場所によって、意匠権の対象となるかどうかが変わってしまうことがあり得る現状は、問題視されていました。

そこで、今回の改正案では、画像デザインの記録場所・表示場所がどこであるかにかかわらず、意匠権を取得することができるようになります。この改正により、現状の不都合が解消され、意匠権を取得できる画像デザインの幅が広がります。

一方、壁紙などの装飾的な画像などは、それなしでは物が成立しないような性質のものではなく、保護の必要性が低いと考えられており、今回の改正案によっても意匠権を取得することはできませんので、注意が必要です。

現行意匠法は、「物品」との結びつきを強く求めてきました。今回の改正案は、意匠権を取得することができる画像デザインについて、物品と結びついている必要はないとするものです。その意味で、今回の画像デザインに関する改正は、大きな変革になると思われます。

【弁理士　浅野　令子】

警告書を送るということ

～その準備は権利出願のときから始まっている～

1　はじめに

警告書については、「警告書を受け取ってしまったがどうしよう」というご相談が、「警告書を送りたいと思うのですが」というご相談より多いというのが個人的な実感です。しかし、「権利はあっても警告書を送ることを考えない」ということは事実上、「権利を持っていない」状態と変わりがありません。紛争を好まないとしても、権利行使した場合の見通しを検討し、必要に応じ警告書を送付することを躊躇すべきではないと思います。

2　警告書に記載する内容

警告書の基本的な記載事項は①自らの権利の内容②警告書の宛先の権利侵害行為の内容③当該行為差止め及び損害賠償請求―という3点です。

まず、①は警告書を送付する人（会社）が知的財産権（特許権、著作権、商標権等）を有しているという主張です。②は警告書の宛先の製品やサービス、製造方法が上記知的財産権を侵害しているという主張です。

この①②を主張（立証）することが③の行為差止めと損害賠償を求めることの根拠になります。

3　自分の権利の内容をよく知ること

私の経験上、権利者の方が「私の権利はAという内容です」とお話しになっていても、実際の権利に関する公報を見ると「A」ではなく、「Bという場合に限定されたA」ということがままあります。

これは、当初から「A」という内容では権利化が難しいときにその周辺要素の「B」により限定し、その組み合わせで権利化を図ることによって生じる現象です。このような場合、警告書の宛先の行為が「Bではない、Cという場合に限定されたA」であったとき、権利者の知的財産権を侵害していないことになります。「権利者の認識」と「実際の権利内容」のギャップが生み出す「悲劇」です。

4　おわりに

「警告書を出すことを躊躇うな」と申し上げながら、「あなたの権利は大丈夫ですか」と脅かすような記事になってしまいました。しかし、わざわざ費用をかけて権利出願するのですから、その際には、そもそも自分の望むような内容での出願が可能か、また、出願審査段階で依頼した弁理士から、「出願内容を変更したいのですが」という連絡に、「お任せします」と一任するのではなく、自分の認識とのズレがないか、ズレている場合にどのような権利内容になっているのか、よくよく打ち合わせることをお勧めします。

知的財産権の権利行使は出願の段階でその準備は始まっているのです。

【弁護士・弁理士　早川　尚志】

権利行使はためらわずに

出願には十分な打ち合わせを

「秘密保持契約」は信心と同じ？

知財こぼれ話

最近、秘密保持契約をテーマとした講演をよく頼まれる。しかし、個人的意見だが、秘密保持契約は鰯（イワシ）の頭と同じだと思う。無いよりはあった方が良いが、契約したから守ってもらえると思うのは信心と同じであり、それのみで企業秘密を守れるものではないからである。

そもそも契約書を取り交わす目的は、後日裁判となった場合の証拠とするためである。となれば、金銭に換えられない本当に重要な企業秘密については、漏れてしまったら終わりである。契約で定められるのは損害賠償のみだからである。重要なことは、秘密保持契約書の条項もざることながら、秘密が漏れにくくする工夫にある。しかし、秘密漏洩対策は日常的な情報の使い勝手と反比例する。厳重に秘密を管理しようとすれば、社員は不自由で困る。そのため、各企業において秘密情報のランク分けをし、そのレベルに応じた対策を検討しなければならない。

こうしたノウハウを講演で語るのだが、残念ながら聴衆の大半は知財部の新人である。彼らに対策を教えても、それを実現する力は無いし、その立場でもない。知財担当者が早く会社のトップに出世してくれないものか、と思う。

【弁護士・弁理士　後藤　昌弘】

次回は６月13日（木）に掲載します